

第162回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成20年3月25日(火) 午後2時00分～4時05分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成19年度 第3・四半期、平成20年度 調査計画)
 - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成19年度 第3・四半期)
 - (3) 発電所の運転および建設状況(平成20年1月～3月)
 - (4) 高速増殖原型炉もんじゅ 初装荷燃料の変更について
 - (5) 「ふげん」原子炉廃止措置計画の認可について
 - (6) 高浜発電所3, 4号機のプルサーマル計画について
 - (7) その他
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成19年度 第3・四半期）
原子力発電所周辺の環境放射能調査報告計画（平成20年度）
[県 原子力環境監視センター 寺川 所長より説明]
- (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果（平成19年度 第3・四半期）
[県 水産試験場 村本 部長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成20年1月～3月）
[県 原子力安全対策課より説明]

（質疑なし）

○議題説明

- (4) 高速増殖原型炉もんじゅ 初装荷燃料の変更について
[原子力安全委員会事務局 島根 安全調査管理官より説明]
[原子力安全・保安院 荒川 新型炉規制室長より説明]

（平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事）

- ・ 国が設置変更許可をしているわけだが、これから問題となるのはナトリウムの挙動ではないかと思う。ナトリウムの漏れを検知する装置に一部不具合があったことがこの前の協議会では出ていたが、今日は全く出ていない。どのようにそれを改造したかもこの中では明らかになっていない。
- ・ 少なくとも県民全体に知らせるわけだから、県なり事業者のほうから、安全に一番関わっている問題なので、ナトリウム漏えい検出器のどこに不具合があったらどう改造したのか説明すべきではないか。
- ・ 保温材をつけてあるから全部開けていくと大変なことになると思う。今まで問題となったものをどのように替え、あるいは新しいものに替え、ある程度配置換えをしたかどうか、図面等も見せて説明をする必要があるのではないか。

- ・これは原子力安全・保安院も関心のあるところだと思うので、その点の確認をされているのかどうかお聞きしたい。

(原子力安全・保安院：荒川 新型炉規制室長)

- ・ナトリウム漏えいに関しては、安全上重要であると認識しており、昨年来、何回か誤警報が発生しており、我々としても、機構がどのように調査して対策をとっているかを保安検査の中で見ている。
- ・誤警報が発生したときには、信頼性に影響があるときには、しっかりと対応するように、原子力機構の副理事長、敦賀本部長に対して、保安院に来てもらい、担当審議官が嚴重注意という形でしっかりと調査して対策をとるよう指示している。
- ・年4回保安検査を行っているが、毎回の保安検査の中でどのような対策をとっているかを逐一確認しており、その結果も保安院のもんじゅ安全性確認検討会で機構から報告を求めている。
- ・昨年の不具合については対応をとり、替えていくところは替えていると聞いているが、今年も違った形で警報が鳴っていると認識している。その対応についても我々は見ているところであり、今後我々がどう判断するかについても機会があればご説明したい。今回は燃料の設置変更許可ということなので、その点については説明を省略させていただいた。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・今回は燃料の問題について報告したとのことだが、「もんじゅ」で一番の問題がナトリウムの挙動だと我々は考えている。ですから、保安院としても、調査状況の中間報告を議題に入れるくらいの親切さが欲しい。またナトリウムの挙動を踏まえた審査を総合的にやる必要あるのではないか。その点について、保安院や原子力安全委員会はどのように考えるのか。
- ・県はそのようなところについて、国に対してどのような考え方で要望しているのか。

(県原子力安全対策課：岩永 参事)

- ・ ナトリウム漏えい検出器の警報の件であるが、昨年起きた警報は電気系の回路の不具合等もあり、それを改善するというので、今年、新型の漏えい検出器に全て取り替えている。ナトリウムが循環するループは3つあるが、今年の1月から順次新しいものに取り替えている。
- ・ 今年になって1回警報が発報した件については、「もんじゅ」で原因を調査したところ、気温の変化が大きな影響を与えているとのことであった。ナトリウム漏えい検知器の仕組みを簡単に言うと、(空気中の)電気の通りやすさを監視している。今聞いているのは、1日前との温度差が大きかったために警報が発報したのではないかということで、それらの対応を今検討している。
- ・ 誤った警報が発報しないよう運用していきたいということで、これについては、県原子力安全専門委員会で先生方にご説明してご意見を伺う予定としている。

(原子力機構：伊藤 理事)

- ・ 2次系のナトリウム漏えい検出器について、昨年の誤警報は、いわゆる故障が発生した。今年の誤警報は、バックグラウンドが変化して動作した。
- ・ 現在、警報の運用方法について改善案を作っており、それを県と保安院に説明させていただいている。保安院では、その内容が妥当であるか、品質保証上問題ないかご検討いただいております、ご了解いただければ、そのような形で運用していきたい。
- ・ 計器は新しくしているし、バックグラウンドについても信頼性のあるやり方で設定したいと思っている。
- ・ 必要があれば、県のご指導を受けながらご説明したい。

(藤野 県議会議員)

- ・ 燃料で何か問題があった場合、審査委員の責任についてどのように考えているのか。

(原子力安全委員会：島根 安全調査管理官)

- ・ 審査委員の中には燃料の専門家の方もおられるが、本報告書は原子力安全委員会で最終的に決定しており、本報告書の内容については、原子力安全委員会に責任があると考えます。

(美浜町：山口 町長)

- ・ 保安規定に安全文化の醸成が盛り込まれた。保安検査で検査するというが、もう少し具体的に聞かせて欲しい。

(原子力安全・保安院：荒川 新型炉規制室長)

- ・ 安全文化ともうひとつの大きな柱として法令順守（コンプライアンス）について、原子炉施設保安規定に、昨年12月、全電力会社一斉に法令改正で求められたということである。
- ・ この背景としては、発電設備総点検で明らかとなったデータ改ざんや臨界隠し等の一連の不祥事を踏まえ、保安規定上そのようなことを防ぐような措置を具体的に決めて求めている。
- ・ データ記録装置の設置など、データ改ざんを防ぐプロセスを求めており、その一番基本となるものが安全文化とコンプライアンスである。保安規定でも法令順守の体制を評価するように、安全文化の醸成活動計画を理事長が決めて活動を行い、理事長自らチェックしていくというような体制を組むなど、安全に対する意識を向上させるような措置を講じていくことを要求している。
- ・ 高経年化対策のときも、組織風土から安全文化が劣化することを防ぎましょうということは保安院も言ってきたが、それを保安規定に盛り込もうという措置をとった。
- ・ もんじゅも軽水炉と同様に安全文化、法令順守が大事であるということで、電力会社の保安規定と内容、タイミングを合わせて今回改定し、保安規定の遵守状況を確認するのが年4回行われている保安検査の役割なので、実際に安全文化を向上させるための活動計画を作って、それを実施するような体制ができて

いるかを保安検査で確認していく。

(石川 県議会議長)

- ・ もんじゅは事故以来13年3ヶ月経っているが、燃料は13年間の間で風化をしているのではないか。燃料を全面的に取り替えて新しいものでやらなければ不安ではないか。1/3や半分ではなく、全部取り替えなくてはならないのではないか。

(原子力安全・保安院：荒川 新型炉規制室長)

- ・ 保安院の立場としては、事業者がこのような形で燃料を使いたいということに対して、それが安全上大丈夫かということを確認してきた。
- ・ 燃料の被覆管の厚さが足りているのか、中のプルトニウムの成分が変化していることは明らかなので、停止による劣化の影響がないかということの技術的な評価、あるいはナトリウムの中に浸かっている燃料のデータを見て、現在炉心にある燃料、長期保管している燃料、新しい燃料と一緒に使っても安全は確保されると結論付けたということである。

○議題説明

(5) 「ふげん」原子炉廃止措置計画の認可について

[原子力安全・保安院 鈴木 総合廃止措置対策室長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 問題は解体していくときに出る膨大な廃棄物である。私たちが一番恐れるのは（廃棄物の放射能濃度の）裾切りを上げてくるのではないかということ。ここまでは一般の廃棄物という裾切りをして、それを一般の廃棄物として埋め立てとかに使っていくということを一番恐れる。
- ・ 実際に排出されるのは20年程後であろうが、廃止措置計画では触れていない。どこも受け取る場所はない。放射性廃棄物規制課はそこまで考えてこのよう

な計画を出しているのか。

- ・ 20年後に出てくる廃棄物をどこで裾切りして、それをどうして行こうとしているのか。これは原子力機構だけでは無理だと思う。国が直接関与して廃棄物をどうしていくのか今から検討していく必要があると思う。

(原子力安全・保安院：鈴木 総合廃止措置対策室長)

- ・ 放射性廃棄物に関しては、申請書の中にどのレベルのものがどの程度出てくるかが記載されている。また、廃止措置期間中に廃棄物の量が貯蔵量を超えるとすることはしないということが申請書に記載されている。
- ・ 裾切りは法令でクリアランスレベルの基準がある。現在、日本原電の東海発電所で適用され実施されているが、そのレベルが変わるとことは考えていない。

○議題説明

(6) 高浜発電所3, 4号機プルサーマル計画について

[関西電力株式会社 高杉 副事業本部長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ MOX燃料については今までいろんな経緯があった。データ捏造により、2001年にコジェマ社で燃料を製造し、60億円を支払っている。その燃料はどうなったのか。

(関西電力：高杉 副事業本部長)

- ・ 燃料は処分している。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 関西電力が捨てたのか。

(関西電力：高杉 副事業本部長)

- ・ そうである。再処理工場で再処理している。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ そのような過去の経緯を資料にはっきり書くべき。
- ・ (ペレットの) 寸法データは公表するのか。

(関西電力：高杉 副事業本部長)

- ・ 寸法データは設計上のノウハウがあるため、生データは公表することは難しい。どのようなものかという概略値は公表することは可能である。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 前は公表して、その中で捏造したデータであることが分かった。今回は生データを公表しないということは、完全な透明性を確保できない。その点について県はどう考えるか。

(県原子力安全対策課：岩永 参事)

- ・ 基本的には設計上の管理と品質保証上の管理の二つがあると思う。品質保証上の管理という意味では、データは作為的なことができないようになっているので、そのようなデータについては、今後製造された段階で具体的な中味を聞かせてもらう。まだ契約が進んでいるわけではないので、今の時点でどうだということとは言えない。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ その点も重視して欲しい。

○その他質疑

(藤野 県議会議員)

- ・ 原子力機構にお聞きしたい。もんじゅ再開に向けて頑張っている姿に関心を持って見ているが、13年前と比べ、別人のように前向きに地域発展に取り組んでおり、我々もそれを見て前向きに検討していこうかなと考えている。彼らは立地や地域に前向きにやっているのだなと感じている。
- ・ その一方で、福井市は駅前を活性化しようとしており、県もそれをバックアップしている。県議会もそれを理解している。そのような中で機構の事務所が遠く離れていくという。どういうことか説明して欲しい。

(原子力機構：伊藤理事)

- ・ 私どもは福井に事務所を構え、地域共生室と呼んでいる。地域の方々と共生したいというつもりで作っている。今の場所から歩いて10分くらいのところにセーレンの事務所ができ、そこに移転しようと考えている。
- ・ これは、今の事務所が手狭で会議室等が取れないくらいの狭さであるという問題、空調等の環境の問題があり、新しいビルではOA環境も整備されている。少し手狭なところから広いところへ変わりたいということである。
- ・ 地域共生ということで、エネルギー拠点化計画に我々も積極的に取り組んでいきたいと考えているので、人数が増加することにも合わせて効率的なものに変えていきたいと思っている。
- ・ 県庁から少し遠くなるが車に対応していく。

(藤野 県議会議員)

- ・ これから（もんじゅの再開に向けて）エンジンをかけようとする最も大切なときに、何故このようなことをするのか。我々が文句を言った13年前の体質と変わっていない。

- ・ 駅前にもOA環境の良いビルは沢山あるし、原子力機構の目線が違ったところにあるように見える。もっと地域に目を向けることが大切である。
- ・ 何かあったら1分でも早く県庁の原子力安全対策課に報告することが義務ではないのか。私が調べたら、もっと近いところでも（要求に合った）ビルはある。考え直してはどうか。

（原子力機構：伊藤理事）

- ・ 今の大家さんにも説明をさせていただき、ご了解はいただいているが、このようなお話をいただいたことからもう一度考えてみたい。私どもとしては。作業関係、OAの関係、これからの業務を進める関係から適切ではないかと思っている。

（藤野 県議会議員）

- ・ 副知事が指導しなければならない。彼らはオープンにするといいながら、何もオープンにしていない。弁明にしか聞こえない。

（平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事）

- ・ 地震の話だが、保安院が今度小浜の海底の活断層調査に入る。その後、敦賀湾の海底調査を実施する。特にもんじゅは地震に弱いという考え方を地元の人を持っているわけだから、保安院の調査結果は公表され、県にも報告されるし、それに基づいて当然検討しなければならない。これは原子力機構だけではなく、関電、原電も検討しなければならない。新聞広告でも再開に向けてPRしていたが、（3月に耐震評価結果を報告するという事は）10月に何が何でも動かすと見える。そうではなく、地震を踏まえて慎重にするという姿勢が大事ではないか。

(原子力機構：伊藤理事)

- ・ もんじゅは一層の安全を目指してやっていますという内容で新聞広告を出させていただいた。何が何でも、という意味ではないので、誤解がないようお願いしたい。
- ・ 耐震安全性については、3月末というまでにご報告をさせていただこうということで、今最終報告を取りまとめている。
- ・ 保安院が海の調査をされるが、私どもも関西電力、日本原電と一緒に海や陸を相当詳しくチェックしてやっているつもりであり、その結果を踏まえて3月に結果を報告させていただきたい。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 3月と言っているが、敦賀湾を保安院が調査するのはその後である。それらを踏まえて再検討してと言うなら慎重というのも分かるが、いまだに3月と言っているのは、私は納得できない。

以 上